

新見市 障がい者計画・第5期障がい福祉計画策定業務

計画策定に当たって

本市では、平成23年度に「新見市障がい者福祉計画」、平成26年度に「新見市障がい福祉計画（第4期）平成27～29年度」をそれぞれ策定し、障がい者福祉に係る施策を総合的・計画的に推進してきたところで注。

このたび、両計画期間の満了に伴い、新たな国の制度や指針に基づき、「新見市 障がい者計画」及び「新見市 第5期障がい福祉計画」を策定します。

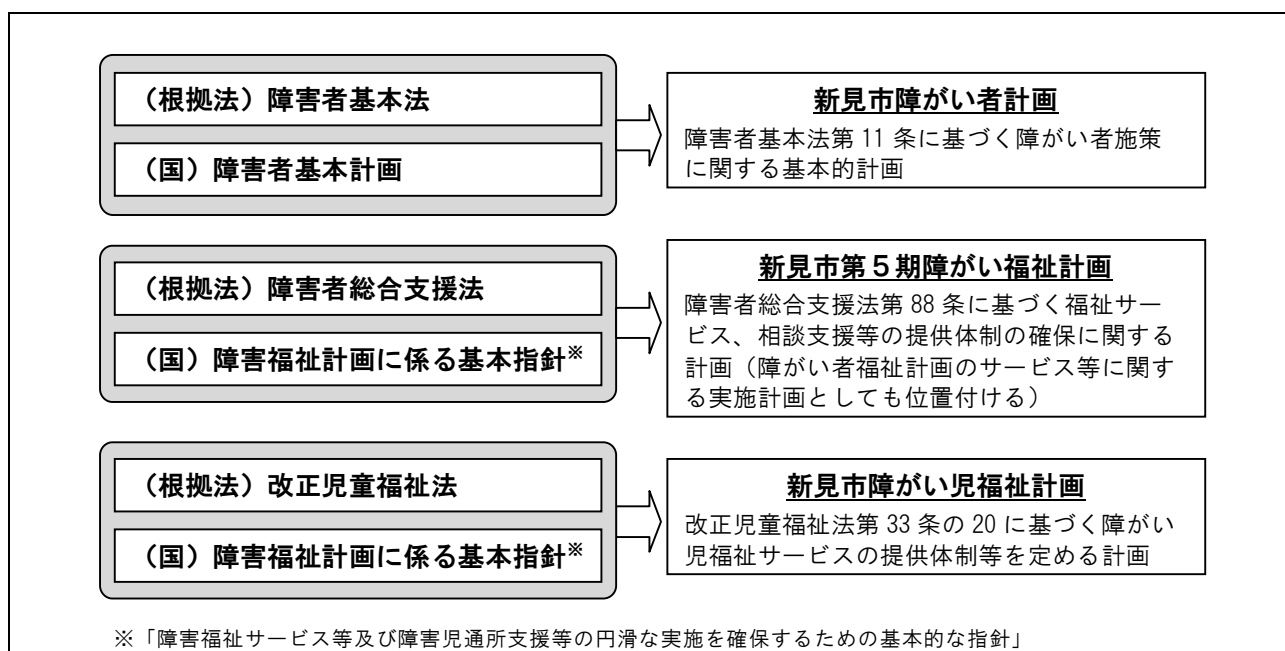
策定にあたっては、アンケート調査に基づく障がい者の意識やニーズ、現行計画策定後の社会環境の変化や国の制度改正、本市の障がい者を取り巻く環境の変化などを踏まえ、より実効性のある計画を目指して策定します。併せて、児童福祉法の改正を踏まえ、「第1期障がい児福祉計画」を策定します。

1 計画の位置付け

「新見市障がい者計画」は、「障害者基本法」第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として、障がい者施策全般に関する基本的方向を定める計画です。

「新見市第5期障がい福祉計画」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」と表記）」第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として、障がい福祉サービスの必要量及び必要量確保のための方策等を定める計画です。

「障がい児福祉計画」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（以下「改正児童福祉法」と表記）」第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障がい児支援に向けたサービス提供体制の整備等を定める計画です。本市では、これらの計画を一体的に策定します。



注：本市では、計画書等において「障害」を「障がい」と表記します（但し、法令名称等の固有名詞の表記を除く）。

障害者基本法（抜粋）

（障害者基本計画等）

第十一条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

4 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、障害者政策委員会の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かななければならない。

6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第四項の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては障害者その他の関係者の意見を聴かななければならない。

7 政府は、障害者基本計画を策定したときは、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

8 第二項又は第三項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

9 第四項及び第七項の規定は障害者基本計画の変更について、第五項及び前項の規定は都道府県障害者計画の変更について、第六項及び前項の規定は市町村障害者計画の変更について準用する。

障害者総合支援法（抜粋）

（市町村障害福祉計画）

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第七十条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

7 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

8 市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会（以下この項及び第八十九条第六項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

9 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かななければならない。

10 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。

11 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

児童福祉法（抜粋）

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

2 障がい者施策をめぐる国等の主な動き

1 障害者総合支援法の施行と改正

平成 25 年 4 月に従来の「障害者自立支援法」に代わる法律として、「障害者総合支援法」が施行され、さらに、平成 28 年 5 月に成立した同法の改正法では、施設やグループホームを利用していた人を対象とする、定期巡回・随時対応サービス（自立生活援助）の創設をはじめ、重度訪問介護の訪問先の拡大、医療的ケアを要する障がい児について、自治体に保健・医療・福祉連携を促すことなどが示されています。

2 障害者雇用促進法の一部改正

平成 25 年 6 月に「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」が改正され、平成 28 年 4 月から一部施行されました。

この改正により、障がい者の範囲の明確化、障がい者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務、法定雇用率の算定基礎の見直しの事項が新たに定められました。

3 障害者差別解消法の成立

平成 28 年 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。この法律においては、障害者基本法に定めた差別の禁止と合理的な配慮の規定を具体化するため、国・地方自治体などにおける障がいを理由とする不当な差別的な取扱いの禁止や、合理的配慮を提供しないことの禁止、差別解消に向けた取組を定めるよう努めること、などが規定されています。

3 第5期障がい福祉計画策定に係る基本指針について

1 基本指針の見直しのポイント

この度の第5期障がい福祉計画策定については、国の社会保障審議会障害者部会において、次のような基本指針の見直し案が示されています。

1 地域における生活の維持及び継続の推進
・地域生活支援拠点等の整備を一層進める。 ・基幹相談支援センターの有効活用や設置を促進する。
2 精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築
・精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すことを、政策理念として明確にする。
3 就労定着に向けた支援
・就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービス（就労定着支援）が創設されることを踏まえ、職場定着率を成果目標に追加する。
4 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
・児童発達支援センターを中心とした地域支援体制を構築する。 ・ライフステージに応じた切れ目の無い支援と保健、医療、福祉、保育・教育、就労支援等と連携した支援を提供する体制の構築を図る。 ・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置について盛り込む。
5 「地域共生社会」の実現に向けた取組
・高齢者、障がい者や児童等の福祉サービスについて、相互に又は一体的に利用しやすくなる仕組みを作っていく方向性を盛り込む。 ・住民団体等による福祉活動への支援等、地域づくりを地域住民が「自分たちの事」として主体的に取り組む仕組みを作っていく方向性を盛り込む。
6 発達障がいのある人への支援の一層の充実
・「発達障害者支援地域協議会」設置の重要性を盛り込む。 ・可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう、適切な配慮をすることの重要性を盛り込む。
7 その他の見直し項目（差別の解消の推進～虐待防止など・・・省略）

2 成果目標に関する事項

第5期障がい福祉計画の期間が終了する平成32年度末の目標は、次のとおり示されています（一部抜粋）。

①施設入所者の地域生活への移行【継続】	<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行者数：平成28年度末施設入所者の9%以上 ・施設入所者数：平成28年度末の2%以上削減
②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築【見直し】	<ul style="list-style-type: none"> ・保健・医療・福祉関係者による協議の場（各圏域、各市町村）の設置 ・精神病床の1年以上入院患者数：14.6万～15.7万人に ・退院率：入院後3か月69%、入院後6か月84%、入院後1年90%（県のみ）
③地域生活支援拠点等の整備【継続】	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備
④福祉施設から一般就労への移行等の移行等【拡充】	<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労への移行者数：平成28年度の1.5倍 ・就労移行支援事業利用者：平成28年度の2割増 ・移行率3割以上の就労移行支援事業所：5割以上 ・就労定着支援1年後の就労定着率：80%以上【新設】
⑤障がい児支援の提供体制の整備等【新設】	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所設置 ・保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築 ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1か所確保 ・医療的ケア児支援の協議の場（各都道府県、各圏域、各市町村）の設置（平成30年度末まで）。

4 計画の概要

1 計画の対象者

「新見市 障がい者計画・第5期障がい福祉計画」の対象者は、「障害者基本法」第2条で規定する「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある人であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人」を基本としています。

2 計画の期間

「新見市 障がい者計画」の期間は、平成30年度から平成35年度までの6年間とします。「新見市 第5期障がい福祉計画」及び「新見市 障がい児福祉計画」の期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
障がい者計画	現行計画						新見市 障がい者計画(本計画)					
障がい福祉計画	第3期			第4期			第5期(本計画)			第6期(次期計画)		
障がい児福祉計画							第1期(本計画)			第2期(次期計画)		

3 計画の策定方法

(1) アンケート調査の実施

市内の本市に居住する障がい者手帳所持者及び障がい児通所支援支給決定児童を対象に、現在の生活の実態や今後の福祉ニーズ等を調査し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、アンケート調査を実施します。

調査名称	福祉に関する障がい者アンケート（案）
調査対象	障がい者手帳所持者及び障がい児通所支援支給決定対象児童
調査方法	郵送配布・回収
調査期間	平成29年7月～8月（予定）
配布数	600人（60%程度回収目標）

(2) 策定委員会における審議及び市民意見の反映

計画の策定に当たっては、上記のアンケート調査等を通して実態や意見等を把握するとともに、新見市障がい者計画・第5期障がい福祉計画策定委員会において本計画の内容についての協議・評価・検討を行います。

また、計画案についてのパブリックコメント（意見公募）により、幅広く意見を募り、十分な検討を行います。

参考資料 現行「新見市 障がい福祉計画」における施策体系

基本理念	一人ひとりが、自立し 安心して暮らせるまち にいみ
------	----------------------------------

基本目標	
【基本目標1】障がい者の主体性と自立性の確立	
【基本目標2】障がい者の社会参画とバリアフリー	
【基本目標3】障がい者等の高齢化への対応	
【基本目標4】総合的な障がい者施策の推進	
【基本目標5】障がい者支援基盤の確保とネットワーク体制の整備	

1	啓発・広報活動	1 啓発・広報活動 2 福祉教育等の推進 3 ボランティア活動等の推進
2	相談体制及び情報収集・提供	1 身近な相談支援体制の構築 2 情報収集・提供の充実
3	保健・医療・福祉サービス	1 早期発見・予防の推進 2 医療・リハビリテーション体制の充実 3 地域生活に向けた福祉サービスの充実 4 保健・医療・福祉の連携促進 5 重度心身障がい者（児）に対する支援の充実
4	教育	1 療育・教育相談の充実 2 障がい児支援の強化
5	雇用・就業	1 就労の支援 2 雇用の促進
6	スポーツ・レクリエーション 及び文化活動	（施策）スポーツ・レクリエーションの促進・支援、県障がい者スポーツ大会への参加
7	生活環境	1 住宅確保の支援、建築物の整備等の促進 2 移動・交通手段の充実 3 防犯・防災対策の推進 4 総合的な福祉のまちづくり
8	権利擁護・虐待防止	1 権利擁護 2 虐待防止
9	発達障がい者（児）支援	（施策）障がい福祉サービスの充実、発達障がい児支援の充実